



**カイロプラクティックオフィスにおける  
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)  
対策ガイドライン**

COVID-19 Prevention and Control  
Guidelines for Chiropractic Offices

Ver.9

2023年3月6日

監修 小林寅喆（東邦大学看護学部感染制御学教授）

編集 一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会



# 目次

はじめに .....	2
<b>I. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の概要 .....</b>	<b>4</b>
1. 新型コロナウイルスについて .....	4
2. 感染経路.....	4
3. 症状・検査法・治療法.....	5
4. ワクチン接種 .....	5
<b>II. カイロプラクティックオフィスでの感染リスク .....</b>	<b>5</b>
1. カイロプラクティックオフィスについて .....	5
2. 感染リスクを高める「3つの密」 .....	6
3. 感染リスクのあるオフィス内の場所.....	6
<b>III. カイロプラクティックオフィスでの感染症対策.....</b>	<b>7</b>
1. 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について .....	7
2. オフィスでの取り組み.....	12
3. スタッフの行動規範 .....	14
4. 予約時・受付時の注意事項 .....	15
5. 施術に際しての注意事項.....	16
6. 来院者への対応 .....	17
7. 緊急時の対応 .....	18
<b>IV. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックリスト .....</b>	<b>19</b>
参考資料.....	20

## はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行（パンデミック）に伴い、2020年4月7日、日本政府は7都府県対象に1回目の緊急事態宣言を発出し、対象地域を全国に拡大した後、5月25日に全面解除した。その後、政府は新型コロナウイルス感染症対策強化を目的として、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を2021年に改正し、2回目（2021年1月7日～3月21日）、3回目（2021年4月25日～6月21日）、4回目（2021年7月12日～9月30日）の緊急事態宣言が発出された。2021年9月30日を以て、全ての措置対象区域において緊急事態措置およびまん延防止等重点措置が終了した。その後2022年に入り、感染の再拡大を防止する必要性が高い重点措置区域に対して、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が公示され、3月21日にすべて終了した。

2022年には国内における変異株はオミクロン株へ置き換わったことが確認された。オミクロン株は、アルファ株やデルタ株が主体の流行と比較して、高齢者の重症化リスクは引き続き高いが、若者の重症化リスクは低く、酸素療法や人工呼吸管理を必要とする患者の割合が低下していることが報告されている。こうした状況から、政府は、発症予防、重症化予防、感染症予防効果の報告があるワクチン接種を積極的に推奨し、新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持しながら、保健医療体制の確保や強化に向けた方針を示している。

2023年3月13日から、屋内外を問わず、マスクの着用が個人の判断に委ねられることとなった。加えて同年5月8日には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に引き下げられることから、それ以降の対応として、当会は本ガイドラインに代わる「簡易マニュアル」をホームページ上に公開し、政府の感染対策に係る最新情報や当会の方針等について随時公開する予定である。

WHO（世界保健機関）指針が示す通り、カイロプラクティック業務が法制化されている各国では、カイロプラクターは医療従事者の職業（ヘルスケア・プロフェッショナル）と認識され、カイロプラクティックオフィス（カイロプラクティック専門の治療院）は人々の健康に携わる医療施設とされている。日本全国で各々の業種が新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じている中、国内で法的資格制度がない状況においてもカイロプラクターは新型コロナウイルス感染症の対策を含めた業務を遂行する社会的責任がある。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を参照し、東邦大学看護学部 感染制御学研究室の小林寅喆教授による監修のもと作成された。本ガイドラインは、カイロプラクティックオフィスで業務に従事するカイロプラクターを対象に、①新型コロナウイルス感染症の概要、②オフィスでの感染リスク、③オフィスでの感染症対策、から構成される感染症対策の提示に加え、感染拡大防止のチェックリストを提示している。さらには、オミクロン株等の変異株の拡大を踏まえ、感染防止策等の理解をさらに深めるため、当会は本ガイドラインの随時改定を行っている。尚、本ガイドラインは、厚生労働省および経済産業省承認のもと、内閣府官房サイト「新型コロナウイルス感染症対策」の業種別ガイドライン一覧に掲載されている。

WHO（世界保健機関）指針のカイロプラクティック専門教育を履修したカイロプラクターのみならず、カイロプラクティックを含めた脊椎徒手療法全般を臨床に取り入れている方々にもぜひ参考にしていただければ幸いである。

2023年3月6日

一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会 役員会

# I. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の概要

## 1. 新型コロナウイルスについて

新型コロナウイルス感染症（coronavirus disease 2019）は COVID-19 と略され、2019 年 12 月に中国湖北省武漢市で発生し世界中に感染拡大した新型コロナウイルス（SARS-Co-V2）による感染症であり、発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等の症状を発症する。新型コロナウイルスはコロナウイルスのひとつで、コロナウイルスの種類には、一般の風邪の原因となるウイルス、重症急性呼吸器症候群（SARS）、2012 年以降発生している中東呼吸器症候群（MERS）を引き起こすウイルスが含まれる。コロナウイルスはエンベロープ（粒子の外側にある脂質の膜）を持つ RNA ウイルスの 1 種である。さらにはオミクロン株などの変異株は従来株よりも感染しやすい可能性が報告され、現在のオミクロン株による流行では、アルファ株やデルタ株が主体の流行と比較して、65 歳以上の高齢者の重症化リスクは同じく高いが、若者の重症化リスクは低いことが報告されている。

## 2. 感染経路

一般的には、咳やくしゃみによる「飛沫感染」、さらには小さな飛沫が空気中を漂い続ける「マイクロ飛沫感染」、手指を介する「接触感染」が感染経路と考えられ、ウイルスはまず鼻咽頭などの上気道に感染すると考えられる。潜伏期間は約 5 日間、最長 14 日間とされ、オミクロン株では潜伏期間が短縮しているとの報告がある。多数の集団感染（クラスター）事例を見ると、多くが閉鎖空間において近距離で多数の人と大声で会話する環境で起きている。このような環境では、ウイルスを多量に含む唾液の飛沫が飛散しやすく感染拡大のリスクが高くなる。

- 「飛沫感染」： 感染者がくしゃみや咳、あるいは大声で会話したり、歌ったりすると、口から細かい水滴が飛び散る（このような細かい水滴を飛沫という）。ウイルスはこのような飛沫と一緒に放出され、他の人が飛沫を浴び、そのウイルスを口や鼻などから吸い込み感染する。
- 「マイクロ飛沫感染」： 5 $\mu$ m 未満の粒子が、換気の悪い密閉空間では空気中を漂い、少し離れた距離にまで感染が広がる。  
※ 「空気感染」は、結核菌や麻疹ウイルスで認められており、例えば空調などを通じて空気中を長時間漂い、長い距離でも感染が起これるもの。マイクロ飛沫感染とは異なる概念。

- 「**接触感染**」： 感染者から排出されたウイルスが手指を介して、環境周囲のドアノブ、手すり、種々機器ボタン、スイッチなどに触れることで環境表面に付着する。そして別の者がそれらに触れ、ウイルスが手指に付着し、手指を口や鼻などにつけるとことで感染する。

### 3. 症状・検査法・治療法

新型コロナウイルスの症状・検査法・治療法は、厚生労働省のホームページ「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」を参照。検査法には、PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査等がある。

### 4. ワクチン接種

ワクチン接種は、厚生労働省のホームページ「新型コロナワクチンについて」を参照。これまでモデルナ社のワクチンおよびファイザー社のワクチン、さらには原則 40 歳以上を対象としたアストラゼネカ社のワクチンが国内で提供されている。

令和 4 年秋開始接種（1 人 1 回の追加接種）から、基本的にはファイザー社またはモデルナ社のオミクロン株対応 2 価ワクチンが推奨されている。しかしながら、上記二社のオミクロン株対応 2 価ワクチンを諸事情により接種できない人への選択肢として、従来ワクチン（1 価）である武田社の新型コロナワクチン（ノバボックス）が提供されている。

## II. カイロプラクティックオフィスでの感染リスク

### 1. カイロプラクティックオフィスについて

カイロプラクティックオフィスの多くは独立した店舗（施術所）であり、各オフィスの代表者（院長）はスタッフを雇用しているケースが多い。スタッフは、カイロプラクターをはじめとする医療従事者やセラピスト等の施術者、および受付、事務管理、清掃等の業務担当者が含まれる。カイロプラクティックオフィス内の施術室（施術を行う部屋）は、個室形態もしくはパーテーションやカーテン等で区切る形態に分類される。

中には、診療所（クリニック）、病院、薬局、鍼灸院、接骨院、フィットネスセンター、リラクゼーションサロン等でカイロプラクティックの施術が提供されるケースもあり、その場合は該当する各業種の感染対策ガイドラインを併せて参照すること。

各カイロプラクティックオフィスにおいては、本ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むことで、感染リスクを最小限に抑えた環境下での施術を行うことができる。

## 2. 感染リスクを高める「3つの密」

一般的に主な感染経路は飛沫感染および接触感染と考えられており、特に「3つの密」と呼ばれる、①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発声をする「密接場面」の3つの条件がそろった場所が感染拡大リスクを高めるとされている。そのため感染拡大防止の観点から、カイロプラクティックオフィス（施術所）では「3つの密」（以下、3密）を避ける環境を準備する必要がある。一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努める。特に、仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもあり、休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

## 3. 感染リスクのあるオフィス内の場所

カイロプラクティックオフィスでの（マイクロ飛沫感染を含む）飛沫感染のリスクは、換気の状態、人と人とが触れ合わない距離の間隔、大声での会話などで評価される。また接触感染のリスクは、他者と共有する備品や手が触れる場所と頻度を特定する。

### 1) 飛沫感染のリスクがある場面

室内でスタッフと来院者、来院者同士、施術者（カイロプラクターなど）と来院者、施術者を含めたスタッフ同士で会話する場面である。

### 2) 接触感染のリスクがある場所

注意が必要な場所は、テーブル、椅子の背もたれ、室内専用シューズ（スリッパやサンダルなど）、施術台（カイロプラクティック・テーブル）、施術器具（アクティベーター、三角ブロックなど）、検査器具（打診器、音叉など）、脊椎模型、物理療法機器、ドアノブ、電気のスイッチ、筆記用具（ペン他）、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、水栓レバーハンドル、便座\*、手すり、エレベーターのボタンなどである。

※ 新型コロナウイルスは患者の糞便中にも排泄されるので、トイレを流すフラッシュによる飛沫から便座等にウイルスが付着するリスクがある。

※ 可能であれば、患者同士が密接にならないよう人と人とが触れ合わない距離を保つ。



以下は、感染リスクのあるオフィス内の場所および場面である。具体的なオフィス内での感染症対策については、第 III 章で述べる。

### 感染リスクのあるオフィス内の場所や場面

	密集場所	密接場面
受付 (入口)		- スタッフと来院者が会話する場面 - パソコン機器などに接触する場面 - テーブルや椅子に接触する場面
待合室	- 来院者同士が近距離になる場所	- 来院者同士が会話する場面 - テーブルや椅子に接触する場面
施術室		- 施術者と来院者が会話する場面 - 用具や器具に接触する場面 - パソコン機器などに接触する場面 - テーブルや椅子に接触する場面
更衣室		- テーブルや椅子に接触する場面
化粧室 (トイレ)		- トイレや水回り（蛇口、水栓レバーハンドルなど）に接触する場面
休憩室 (スタッフ 待機室)	- スタッフ（施術者含む）同士が近距離になる場所	- スタッフ同士で会話する場面 - 用具や器具に接触する場面 - テーブルや椅子に接触する場面

※ 密閉空間を避けるため、できるだけ各部屋の換気をよくする。サーキュレーターを使うと効果的に換気できる。

※ 具体的な換気方法については、第 III 章のカイロプラクティックオフィスでの感染症対策の 1. 4) 空間中のウイルス対策を参照

## III. カイロプラクティックオフィスでの感染症対策

### 1. 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

※ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ) 参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

## 1) 新型コロナウイルスを減らす感染予防

- ① 飛沫感染の予防: 新型コロナウイルスを含む飛沫が口、鼻、眼の粘膜に侵入して感染する。そのため、人と人が触れ合わない間隔を空ける。室内で人が密集しないよう配慮する。
- ② マイクロ飛沫感染の予防: 空中を浮遊するので、直接飛沫を浴びなくても、短距離では吸い込んで感染することがある。飛沫感染の予防に加え、室内換気をよくし、咳エチケットを徹底する。
- ③ 接触感染の予防: ウイルスがついた手指で口、鼻、眼の粘膜に触れることで感染する。備品を消毒・除菌することで手指に付着したウイルスを減らすことができる。
  - ※ 「消毒」は、菌やウイルスを無毒化(限りなく感染しない程度に減らす)すること。
  - ※ 「薬機法」に基づき「医薬品・医薬部外品」の製品に記載される。
  - ※ 「除菌」は、菌やウイルスの数を減らすこと。「医薬品・医薬部外品」以外の製品に記載されることが多い。
  - ※ 手指などに用いる場合は、「医薬品・医薬部外品」表示の消毒・除菌製品を使用。

## 2) 手指のウイルス対策

「衛生的手洗い」と「アルコール消毒」が推奨されている。

- ① 衛生的手洗い: カイロプラクティック施術者の手指は、病原体の伝播媒体となり得るので、石鹸を用いた手洗いを正しい手順で適度に行うことで、施術者自身と、来院者を感染から防御することができる。

### \*衛生的手洗いの手順

時計や指輪を外す。蛇口をひねり、水を出したままにする。両手、両手首全体に流水を十分につける。多めに石鹸を取りできるだけ泡をたて最初に手のひらをこすり合わせる。続いて指の間と手の甲をよくこする。続いて手をすぼめてくぼみを作り、そこに反対側の手のすべての指先と爪の先の内側を当てて、よくこすり合わせる。これを左右の手でそれぞれ行う。続いてそれぞれの親指を、反対の丸めた手で包み込んで回転させこすり合わせる。さらに親指以外の指も同様にして包み込むように回転させながらこすり合わせる。両手首を反対の手を丸め包みこみ、回転させてよくこする。最後に水道流水でそれまでの動作を意識して繰り返すようにして石鹸をよく洗い流す。(※東邦大学 手洗いのポイント～小林真喆教授に聞く手順法～参照)

- ② アルコール消毒(日本薬局方 76.9～81.4 v/v%エタノール): 手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液も有効である。アルコールは、ウイルスの「エン

ベロープ膜」を壊し無毒化する。

※ 70%以上のエタノールが入手困難な場合、60%台のものを使用してもよい。

※ アルコールに過敏な方は使用を控えること。

### **\*消毒手順**

速乾性アルコール製剤（例：アルコールジェル）を適量(3mL)手のひらに受け取る。手のひら同士を擦り合わせる。指先、指の背をもう片方の手のひらで擦る（両手）。手の甲をもう片方の手のひらで擦る（両手）。指を組んで両手の指の間を擦る。親指をもう片方の手で包みねじり擦る（両手）。両手首まで丁寧に乾くまで刷り込む。

### **3) モノに付着したウイルス対策**

以下の5つの手法が推奨されている。

- ① 熱水： 食器や箸などは熱水でウイルスを死滅させることができる。

【使用方法】80°Cの熱水に10分間さらす。

【注意事項】やけどに注意。

- ② 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）： テーブルやドアノブなどには、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム（アルカリ性）」が有効である。「次亜塩素酸イオン（ClO<sup>-</sup>）」の酸化作用などにより、新型コロナウイルスを破壊し無毒化する。

【使用方法】市販の家庭用漂白剤を、次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.05%になるように薄めて拭き、その後に水拭きする。

【注意事項】刺激臭があることから使用にあたっては換気を良くする。塩素に過敏な方は使用を控える。塩素ガスが発生するため酸性のものとは混ぜない。金属腐食性があるので、使用後は水拭きを推奨する。

※④の「次亜塩素酸水」とは異なる。

- ③ 洗剤（界面活性剤）： テーブル、ドアノブなどには、市販の家庭用洗剤の主成分である「界面活性剤」も一部有効である。界面活性剤は、ウイルスの「エンベロープ膜」を壊すことで無毒化する。9種類の界面活性剤が新型コロナウイルスに有効(NITE 参照)。

【使用方法】有効な界面活性剤が含まれた家庭用洗剤を選ぶ。

- i. 家具用洗剤の場合、製品記載の使用方法に従ってそのまま使用。
- ii. 台所用洗剤の場合、薄めて使用。

（※洗剤の使い方は NITE 参照）

【注意事項】目に入らないよう注意。

- ④ 次亜塩素酸水： テーブル、ドアノブなどには、一部の「次亜塩素酸水」も有効である。「次亜塩素酸水」は、次亜塩素酸を主成分とする、酸性の溶液である。酸化作用により、新型コロナウイルスを破壊し、無毒化する。一定濃度の「次亜塩素酸水」が新型コロナウイルスの感染力を一定程度減弱させる。

【使用方法】 消毒したいモノの汚れをあらかじめ落とす。

- i. 拭き掃除には、有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム\*を水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上）の次亜塩素酸水を十分に使用し、消毒したいものの表面をヒタヒタに濡らした後、20 秒以上おいてきれいな布やペーパーで拭き取る。元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200ppm 以上のものを使うことが望ましい。

\* ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かすと、次亜塩素酸が生成され簡単に次亜塩素酸水を作ることが可能。

- ii. 生成されたばかりの次亜塩素酸水を用いて消毒したいモノに流水掛け流しを行う場合、35ppm 以上のものを使用する。20 秒以上掛け流した後、きれいな布やペーパーで拭き取る。

【注意事項】 塩素に過敏な方は使用を控える。

- ⑤ アルコール消毒（日本薬局方 76.9～81.4 v/v%エタノール）： アルコールは、ウイルスの「エンベロープ膜」を壊し無毒化する。

【使用方法】 消毒用エタノールを用いて拭き取る。

※ 70%以上のエタノールが入手困難な場合、60%台のものを使用してもよい。

【注意事項】 アルコールに過敏な方は使用を控える。

#### 4) 空間中のウイルス対策

新型コロナウイルス等の微粒子を室外に排出するためには、適度に換気を行い、部屋の空気を入れ換えることが必要である。室内温度が大きく上がらない又は下がらないよう注意しながら、定期的な換気に努める。機械換気が設備されていれば活用し、窓を使った換気を行う場合、風の流れることができるよう、2方向の窓を1時間に2回以上、1回5分以上、全開にする。1方向の窓しかない場合、サーキュレーターなどにより室内空気を排出することが望ましい。パーティション等は気流を阻害しないよう配置する。

寒冷な場面においても、機械換気または常時窓開け（窓を少し開け、室温は 18～28℃を目安）による常時換気を実施するとともに、加湿器の使用等による適度な保湿（湿度 40～70%を目安）を行う。

また、換気に加えて、CO<sub>2</sub>測定装置の設置と常時モニター（1000ppm 以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO<sub>2</sub>測定装置

を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。HEPA フィルタ式※空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可。

※ HEPA： High Efficiency Particulate Air Filter の略で、JIS 規格で『定格風量で粒径が  $0.3\mu\text{m}$  の粒子に対して 99.97%以上の粒子捕集率を有しており、かつ初期圧力損失が 245Pa 以下の性能を持つエアフィルタ』と規定されている。

## 5) 空間噴霧について

世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルスの消毒に関する見解の中で、室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の（空間）噴霧や燻蒸をすることは推奨されないとしている。また、米国疾病予防管理センター（CDC）は、医療施設における消毒・滅菌に関するガイドラインの中で、消毒剤の空間噴霧は、空気や環境表面の除染方法としては不十分であり、日常的な患者ケア区域における一般的な感染管理として推奨しないとしている。

## 新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧

（所定濃度での使用 \*次亜塩素酸系溶液は経年劣化し効果が薄れる）

方法	モノ	手指	現在の市販品の 薬機法上の整理
水及び石鹼による洗浄	○	○	—
熱水	○	×	—
アルコール消毒液	○	○	医薬品・医薬部外品 （モノへの適用は「雑品」）
次亜塩素酸ナトリウム水溶液 （塩素系漂白剤）	○	×	「雑品」 （一部、医薬品）
手指用以外の界面活性剤 （洗剤）	○	— （未評価）	「雑品」 （一部、医薬品・医薬部外品）
次亜塩素酸水 （一定条件を満たすもの）	○	— （未評価）	「雑品」 （一部、医薬品）

※ 薬機法上の承認を有する製品が一部あり、そのような製品は手指消毒も可能

## 2. オフィスでの取り組み

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした感染症対策は、飛沫感染及び接触感染による感染経路を遮断し、「3密」（密集・密閉・密接）を避けることを中心に実施する。以下が、オフィス内の各部屋（受付・待合室・施術室・更衣室・化粧室・休憩室等）に共通する感染症対策である。

### 1) 換気

室内温度が大きく上がらない又は下がらないよう注意しながら、定期的な換気に努める。機械換気が設備されていれば活用し、窓を使った換気を行う場合、風の流れることができるよう、2方向の窓を1時間に2回以上、1回に5分以上、全開にする。1方向の窓しかない場合、サーキュレーターなどにより室内空気を排出することが望ましい。

※ 寒冷な場面においても、機械換気または常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安）による常時換気を実施するとともに、加湿器の使用等による適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行う。

### 2) 消毒

① 他者と共有する備品：テーブル、椅子の背もたれ、室内専用シューズ（スリッパやサンダルなど）、施術台（カイロプラクティック・テーブル）、施術器具（アクティベータ、三角ブロックなど）、検査器具（打診器、音叉など）、脊椎模型、物理療法機器などを消毒液（最適：70～80%消毒用エタノール）を用いて清拭消毒する。

※ 70%以上のエタノールが入手困難な場合、60%台のものを使用してもよい。

② 手が触れやすい場所：部屋の手すりやドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターのボタン、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、水栓レバーハンドルなど上記同様に定期的に清拭消毒する。

③ 特に注意が必要な場所（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

i) 化粧室（トイレ）

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、適度な清拭消毒を行う。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ 共通のタオルは禁止する

ii) 休憩室（スタッフ待機室）

- ・ 一度に休憩する人数を減らすために利用時間をずらす。
- ・ 顔の正面からできる限り人と人が触れ合わない距離を確保する。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、適度に消毒する。
- ・ 咳エチケットを徹底する。
- ・ 入退室の前後に手洗いをする。

3) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。さらに、ゴミを回収する人は、回収後に必ず石鹸と流水で手を洗う。

4) 部屋のレイアウト

入口から人が移動する導線や待合室での来院者の着席について、感染拡大防止のためのレイアウト変更を行う。着席の際には、人と人が触れ合わない間隔を空ける。

5) 消毒場所の提供

受付や待合室にアルコール系消毒液を準備して、洗面所などで手洗いが出来る水道施設を設ける。

6) 必要備品の確保

① 飛沫感染防止の備品：

マスク、アクリル板・ビニールカーテンなどの遮断壁等の準備。

② 接触感染防止の備品：

アルコール系消毒液、ハンドソープ、自動手指消毒器（必要に応じて）、ゴム手袋（必要に応じて）、除菌シート、ペーパータオル、ウェットティッシュ、フェイスペーパー（施術台専用）等の準備。

③ 検温・健康チェックの備品：

体温計もしくは非接触型体温計、健康アンケート用紙（必要であれば）等の準備。

7) スタッフへの研修

スタッフに対する事前準備として、本ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染拡大防止対策の研修を行う。来院者の検温や健康チェックなど、感染症についての問診（もしくは健康アンケートなど）を行う。

## 8) 勤務体制

時差出勤通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の導入を積極的に検討する。

## 9) 抗原検査等の管理者の選任

緊急時に備えて、オフィス内で国が承認した検査キットを用いて抗原検査等を実施する管理者の選任を検討する。重症化リスクの高い者に対して検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること。また当該管理者は、スタッフ全員にワクチン接種の有効性についての情報発信を行う。

## 3. スタッフの行動規範

### 1) 体温測定

毎日、すべてのスタッフおよび、可能であれば同居する家族の体温測定を行う。万が一、37.5 度以上の発熱等風邪の症状がある場合は、出勤せず、自宅療養する。

### 2) 健康チェック

スタッフは、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。出勤後に発熱など体調不良を訴えた場合は、管理責任者（院長など）は当該スタッフに対し、「抗原簡易キット」を使用し検査を実施することも検討する。抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、健康フォローアップセンター等に連絡することで健康観察を受けることができる。

※ 「抗原簡易キット」の購入について

- ① 検体採取の注意点等を理解した職員の管理下で自己検体採取をすること
- ② 国が承認した抗原簡易キットを用いること

※ 具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については下記の URL 参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

（職場における検査等の実施手順（第3版）について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf>

（厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における検査等の実施手順（第3版）について」2022年10月19日）

※ 一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用である。

### 3) 体調管理

スタッフは、規則正しい生活とバランスの取れた食事、適切な睡眠、適度な運動を



心がける。日頃から手洗いまたは手指消毒を徹底する。

#### 4) 新しい生活様式の導入

日常生活の各場面において、感染対策を意識した「新しい生活様式」を実践する。

### 4. 予約時・受付時の注意事項

#### 1) 予約時（電話またはメール）

- ① 既往歴や行動範囲が不明な新規の来院者の予約を取る際には、事前に発熱等風邪の症状について質問する。
- ② 来院者が発熱等風邪の症状を持っている場合、感染拡大防止のため来院いただけない旨の説明をし、個人で検査を実施して、その結果を自治体が設置する健康フォローアップセンターに登録することを勧める。さらには症状が重い場合、かかりつけ医、地域の医療相談窓口、もしくは「受診・相談センター」に問い合わせるよう伝える。

#### 2) 受付時

- ① 来院者同士の密着を避けるため、予約枠は一定の間隔を空ける。少なくとも5～10分程度の余裕をもって予約を取る。
- ② 来院時に手指消毒ができるようアルコール系消毒液を受付や待合室に設置する。
- ③ 重症化リスクの高い人等に感染させない配慮を継続しながら、来院者のマスク着用は個人の判断に委ねる。但し、来院者のマスク着用について、医療機関と同じ対応を求める場合は、来院者に対して予め通知する。
- ④ スタッフはマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- ⑤ 来院者の検温（※非接触型体温計の使用が望ましい）及び発熱、味覚・嗅覚障害、だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、風邪の症状の有無について確認を行う。

以下のア～ウいずれかに該当する来院者に対しては、かかりつけ医、地域の医療相談窓口、もしくは「受診・相談センター」に問い合わせるよう伝える。予約の際も同様の対応を行う。

ア) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれ

かがある場合

- イ) 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）などの基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いているなど、重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ウ) 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が 4 日以上続いたり、解熱剤を飲み続けなければならない場合

## 5. 施術に際しての注意事項

### 1) 施術ごとに以下を徹底する

- ① 流水と石鹸またはアルコール等の除菌消毒液による手洗い。
- ② アルコール等の除菌消毒液による使用器具、備品の消毒。
- ③ タオルや衣服（ユニフォームやガウン）は共有せず、家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かす。
- ④ 施術者のマスク着用を原則とし、やむを得ない事情でマスク着用が困難な場合は、マスク着用以外の適切な感染対策を講じる。咳エチケットを守る。
- ⑤ 施術台（カイロプラクティックテーブル）の顔が接触する部分（ヘッドピース）にはフェイスパーカーを使用することが望ましい。  
（\*タオル使用の場合は、来院者ごとに洗濯したものを使用する。）
- ⑥ オフィス内では外履きではなく室内専用シューズ（スリッパやサンダルなど）を履くことが望ましい。

### 2) 正しいマスクの着用方法

- ① マスクを触る前に手洗いをする。
  - ② マスクが汚れていないか確認する。
  - ③ マスクの上下・裏表を確認する。
  - ④ 鼻、口と顎を確実に覆う。
  - ⑤ ゴムひもを耳にかける。
  - ⑥ 隙間がないよう鼻まで覆う。
  - ⑦ マスクは触らないようにする。
- ※ マスク着用の効果を得るためには隙間ができないことが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。

### 3) 検査および施術時の留意点

- ① 施術者および来院者の目、鼻、口を触らない。
- ② 床、靴底からの感染を防ぐため、検査や施術の際には来院者に履物を脱いでもらう。

但し、消毒済みの検査専用の履物を使用する場合は除く。

- ③ 来院者のマスク着用は個人の判断に委ねる。但し、来院者のマスク着用について、医療機関と同じ対応を求める場合は、来院者に対して予め通知する。

## 6. 来院者への対応

### 1) 予約枠

来院者同士が密着しないよう一定の間隔を空けて予約枠を取る。5～10分程度予約枠に余裕を持たせる。

### 2) 待合室の来院者数

待合室に来院者が密集していないよう確認する。万が一、密集する場合はしばらく経ってから来院することを勧める。

### 3) 消毒液の設置

待合室に手指消毒液を配置し、消毒の徹底を促す。

### 4) トイレ（洗面所）での手洗い

トイレ（洗面所）では、流水と石鹸による手洗いができるよう準備する。手拭きにはペーパータオルを使用する。（※タオルの共有は避ける）

### 5) マスク着用

重症化リスクの高い人等に感染させない配慮を継続しながら、来院者のマスク着用は個人の判断に委ねる。但し、来院者のマスク着用について、医療機関と同じ対応を求める場合は、来院者に対して予め通知する。通知の際に来院者がマスク着用を希望しない場合は、差別等が生じないよう十分配慮し、マスク着用以外の適切な感染対策を講じた上で施術を提供する

### 6) 料金（治療費）の支払い

可能な限り電子マネーやキャッシュレス決済を導入する。

### 7) 感染の疑いがある場合

感染が疑われる際には、個人で検査を実施して、重症化リスクがなく軽症である場合はその結果を自治体が設置する健康フォローアップセンターに登録することを勧める。もし症状が重い場合は、かかりつけ医や地域の医療相談窓口、もしくは受診・相談センターに電話で相談することを勧める。

## 7. 緊急時の対応

### 1) スタッフおよびスタッフの家族に感染の疑いが出た場合の対応

- ① 感染の疑いがある本人は個人で検査を実施して、重症化リスクがなく軽症である場合はその結果を自治体が設置する健康フォローアップセンターに登録する。もし症状が重い場合は、かかりつけ医や地域の医療相談窓口、もしくは受診・相談センターに電話で相談する。
- ② 陽性の際はスタッフ本人もしくは代理人から勤務先に欠勤することを伝える。

### 2) 緊急事態宣言が発令された際の対応

- ① 特定警戒都道府県で開業しているカイロプラクターは、人々の健康を担うエッセンシャルワーカー（必要不可欠な労働者）として、自治体の要請に従い行動する。休業要請の対象外施設として認められた場合、感染拡大防止策を講じたうえで営業する。
- ② 特定警戒都道府県以外の自治体で開業しているカイロプラクターは、感染拡大防止策を講じたうえで営業する。

#### IV. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックリスト

本チェックリストは、カイロプラクティックオフィスにおける新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施状況について確認することを目的としている。

確認事項	チェック
1. 「3つの密」を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。	
2. 咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	
3. 適度な換気について全員に周知し、徹底を求めている。	
4. 適度な手洗いや手指消毒について全員に周知し、徹底を求めている。	
5. 出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	
6. 全員の日々の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認している。	
7. 十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	
8. オフィス内でスタッフや来院者が触れる備品、機器等について、適度に消毒を実施している。	
9. オフィスでは、人と人が触れ合わない距離を保持するようにしている。	
10. 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	
11. 全員が「新しい生活様式」について確認し、実践している。	
12. 風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	
13. 新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	

## 参考資料

- 1) 内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策  
<https://corona.go.jp/>
- 2) 内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日・令和5年2月10日変更）  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_20230210.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20230210.pdf)
- 3) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告(令和3年10月)  
[https://corona.go.jp/news/pdf/houkoku\\_r031008.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/houkoku_r031008.pdf)
- 4) 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- 5) 厚生労働省：国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)
- 6) 厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)
- 7) 厚生労働省：新型コロナワクチンについて  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)
- 8) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
- 9) 厚生労働省：新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)
- 10) 新型コロナウイルス感染症対策分科会：感染拡大防止のための効果的な換気について（令和4年7月14日）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisuin/bunkakai/dai17/kanki\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakuisuin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)
- 11) 東邦大学：手洗いのポイント～小林寅喆教授に聞く手順法～  
[https://www.toho-u.ac.jp/nurs/lab/infection\\_control\\_lab/kango\\_influenza\\_interview2.html](https://www.toho-u.ac.jp/nurs/lab/infection_control_lab/kango_influenza_interview2.html)
- 12) 国立感染症研究所：新型コロナウイルス(COVID-19) 関連情報ページ  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/covid-19.html>
- 13) 世界保健機関（WHO）：Coronavirus disease (COVID-19) Pandemic  
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019>

- 14) WHO 神戸センター：新型コロナウイルス感染症 WHO 公式情報特設ページ  
[https://extranet.who.int/kobe\\_centre/ja/news/COVID19\\_specialpage](https://extranet.who.int/kobe_centre/ja/news/COVID19_specialpage)
- 15) 米国疾病対策予防センター (CDC) : COVID-19  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>
- 16) 独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) : ホームページ  
<https://www.nite.go.jp/index.html>
- 17) 世界カイロプラクティック連合 (WFC) : ホームページ  
<https://www.wfc.org/>
- 18) 世界保健機関 (WHO) : カイロプラクティックの基礎教育と安全性に関するガイドライン  
<https://apps.who.int/iris/handle/10665/43352>
- 19) 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策：業種別ガイドライン  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
- 20) 一般社団法人日本カイロプラクターズ協会 (JAC) : ホームページ  
<https://jac-chiro.org/>
- 21) 一般社団法人日本カイロプラクターズ協会 (JAC) : カイロプラクティックオフィスにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン  
<https://jac-chiro.org/news3/>

カイロプラクティックオフィスにおける  
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策ガイドライン

COVID-19 Prevention and Control Guidelines for Chiropractic Offices

発行	2020年	8月	24日	第1版
	2020年	10月	12日	第2版
	2020年	12月	16日	第3版
	2021年	2月	8日	第4版
	2021年	2月	17日	第5版
	2021年	3月	9日	第6版
	2021年	10月	15日	第7版
	2022年	11月	30日	第8版
	2023年	3月	6日	第9版

発行所 一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会  
〒105-0003 東京都港区西新橋 3-24-5-503  
電話 03-3578-9390  
E-mail [info@jac-chiro.org](mailto:info@jac-chiro.org)  
URL <https://www.jac-chiro.org>